

諮問機関：丸亀市

諮問日：平成29年9月29日（29こ字第453号）

答申日：平成29年10月11日（平成29年度諮問第2号）

件名：地域子育て支援システムの導入に係る個人情報の外部提供及び同システムの運用について

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

本件に係る外部提供は、丸亀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項第1号の「当該本人の同意があるとき」に該当するので、制限除外と判断する。

2 諮問に至るまでの経過

実施機関は、平成27年4月にスタートした国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「子育てに関する情報の収集と子育て家庭への提供を行い、必要に応じて相談や助言、関係機関との連絡調整を行う」ための利用者支援事業に取り組んでおり、その一環として昨年度、子育てに関するあらゆる悩みの相談を受付ける「子育て支援総合相談窓口」を新たに開設した。

当該事業を推進し、窓口の機能を拡充・発展させていくためには、子育て家庭からの相談の内容について関係機関との連絡調整が迅速かつ的確に行われることが非常に重要である。

そこで、実施機関は、その情報共有ツールとしてインターネットを介したシステムの導入を検討している。

従来の電話連絡やファックス、メール等では十分な情報共有が得られなかったが、システムを導入することで、正確かつ詳細な情報が迅速に入手可能になり、子育て支援に関する関係機関の役割に応じた支援内容の向上や連絡の漏れ、行き違いなどの低減が図れるものと思われる。

共有する個人情報については、本人及び家族の書面による同意を得ることを前提としており、また情報が保管されているデータセンターについては、強固なセキュリティ対策や施設の耐震化、データの冗長化等であらゆる災害や攻撃から防御されている。

実施機関としては、子育てに行き詰ったり、相談しにくい悩みを抱えたりしている家庭が安心して子育てできる支援体制を充実させるため、地域子育て支援システムの導入により関係機関の情報共有ツールを整備することで「子育て支援総合相談窓口」の機能をさらに拡充・発展させていきたいと考えており、個人情報の外部提供の可否について審査会に諮問がなされた。

3 審査会の意見

個人情報保護法ガイドライン（通則編）では、「本人の同意を得（る）」について、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について未成年者等が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があるとされている。

また、丸亀市の個人情報保護事務の手引では、条例第8条第1項第1号に規定する「当該本人の同意があるとき」とは、本人が同意している場合のほか、客観的に同意していることが明らかになっている場合をいうこととしており、客観的に同意していることが明らかになっている場合の例として、意思能力を有しない幼児又は成年被後見人の個人情報を法定代理人の同意のもとで目的外に利用又は提供する場合等を挙げている。

本件では「子育てに関する情報」を取扱うものであることから、未成年者の個人情報が想定されるため、上記の取扱いに十分留意されたい。その際、個人情報の重要性に鑑み、十分な説明を行ったうえで同意を得るよう努めること。

さらに、システムの運用に関し、条例第8条第4項に「実施機関はその管理する電子情報処理組織等と実施機関以外のものが管理する電子情報処理組織とを通信回線その他の方法で接続することにより、個人情報を当該実施機関以外のものに提供しようとするときは、市長が別に定める技術的措置に関する基準を遵守しなければならない」とされており、クラウド型のシステムを利用する場合もこの規定に則り適正に管理運営すること。

厳重な管理下においてもサイバー攻撃や人的セキュリティからの情報漏えいのリスクは払拭できないので、システム提供者に対しては、最新のセキュリティ対策を講じるように継続的に指導するとともに、システム利用者に対しては、IDやパスワードの厳重保管はもとより、個人情報保護に関する誓約書提出の義務づけ、セキュリティ研修の実施等、人的セキュリティに関して十分な対策を講じ、個人情報の保護に最大限の注意を図ること。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問案件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 9 月 26 日 諮問書の受理
- ② 平成 29 年 9 月 29 日 審査会